

令和4年度草津市障害福祉の取り組み予定について（主な事業）

1 障害者相談支援強化事業

令和4年度は、令和3年度に草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金の利用実績が大幅に増加したことから、引き続き当該補助金制度を周知し、各相談支援事業所において積極的に活用していただき、障害児および障害者に対する相談支援が充実されることを期待しています。

また、更なる相談支援体制の充実を図るため、新たな相談事業所の参入について、基幹相談支援コーディネーターと一緒に指定勧奨を行い、社会資源の充実を図りたいと考えています。

【草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金 要件抜粋】

	現行制度
対象事業所	指定特定相談支援事業所および指定特定 <u>障害児</u> 相談支援事業所（草津市、 <u>栗東市</u> 、 <u>守山市</u> 、 <u>野洲市</u> の事業所）
補助対象要件	新規ケース、ほっとココからの移行ケース、または <u>発達支援センター</u> からの移行ケース数が <u>1件</u> 以上となる事業者
申請時期	<u>3カ月ごと</u> に申請可
補助内容	● 基礎加算費の <u>上限なし</u> 計画：1件につき15千円 モニタ：1件につき12千円 <u>請求に上限はなく、支援終了まで毎年請求可能</u> ● 追加加算費が <u>5件毎</u> の補助 5件以上：初年度116千円 次年度 30千円 10件以上：初年度254千円 次年度 89千円 以下省略

2 基幹相談支援センターの機能強化

草津市では相談支援体制の充実・強化を図るために、令和2年度から基幹相談支援コーディネーターを設置しております。

基幹相談支援コーディネーターの具体的な事業内容としては、下記の7項目となり、相談支援事業所内で調整が難しい困難ケース等の相談・訪問・会議の同行支援、事業所内の研修開催等、障害の種別に関わらず、地域の総合的・専門的な相談支援窓口として活用することができます。

また、令和4年度からは、基幹相談支援コーディネーターが自立支援協議会の事務局を担ってもらうことになり、今後、当協議会の機能強化を図っていきたいと考えており

ます。

〔事業内容〕

- (1) 総合的・専門的な相談支援の実施（調整が難しいケースの対応等）に関すること
 - ア 障害の種別や各種ニーズに対応できる相談窓口として、総合的・専門的な相談支援を実施
 - イ 新規ケースの緊急的な相談支援および地域の相談支援事業所への引継ぎ
- (2) 地域の相談支援体制の強化の取組に関すること
 - ア 地域の相談支援事業所への専門的指導・助言
 - イ 相談支援従事者等の人材育成
- (3) 自立支援協議会等の運営管理等に関すること
 - ア 市自立支援協議会の事務局、部会等の運営管理
 - イ 湖南地域障害児・者サービス調整会議、部会等への参加および運営協力
 - ウ 滋賀県自立支援協議会、部会等への参加および運営協力
- (4) 社会資源の活用支援に関すること
 - ア 地域資源の開発、強化
 - イ 自立支援協議会等への参加および運営協力
- (5) 権利擁護・虐待防止に関すること
 - ア 受理会議への参加・助言・情報提供
 - イ 被虐待者、養護者への支援体制へのフォローアップ
 - ウ 権利擁護・虐待防止に関する啓発・研修の企画・運営・講師
- (6) 地域移行・地域定着の促進の取組に関すること
 - 地域移行・地域定着の事業促進・普及・啓発
- (7) 地域生活支援拠点に関すること

令和4年度については、引き続き、更なる機能強化に向けて、より具体的な取り組みを進めていきたいと考えておりますとともに、関係機関との連携強化を図り、地域における総合的な相談支援体制の充実を図るため、基幹相談支援センターの設置に向けて取り組みます。

具体的な取り組みについては、基幹相談支援コーディネーターより報告していただきます。

3 地域生活支援拠点等の整備事業

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくり）を令和5年度運営開始に向けて整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

《参考》 第6期草津市障害福祉計画（2021~23）から抜粋

第2章：計画の数値目標等 → 3. 地域生活支援体制の充実

【国の基本指針に定める目標値】

令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備し、

その機能の充実のため年1回以上運用状況を検証及び検討を行う。

【市の成果目標】

障害のある人が安心して暮らせる地域の体制づくり（面的整備型）

（1）当市の地域生活支援拠点に必要な機能を既存施設や事業者等が分担して担い、個々の機能の有機的な連携により効果的な支援が確保されるよう面的整備型にて地域生活支援拠点を整備します。

（2）地域生活支援拠点の必要な機能については湖南福祉圏域をはじめ、草津市障害児（者）自立支援協議会や湖南地域障害児・者サービス調整会議等を通じて障害のある人のニーズを総合的に捉え、機能強化を図ります。

4. 第3次草津市障害者計画・第7期草津市障害福祉計画業務

平成30年度に第2次草津市障害者計画を策定、令和3年に第6期草津市障害福祉計画を策定し、障害施策において数値目標を設定のうえ様々な事業を展開してきましたが、令和5年度で両計画が満了となるため、計画策定の前段階として、これまでの障害福祉サービスや地域生活支援事業等への取組み状況を踏まえ、アンケート調査等を実施し、それに基づいた課題分析とニーズ等の把握により、「障害のある人もない人も、誰もがいきいきと輝けるまち 草津 ～共に生きる、インクルーシブな社会の実現を目指して～」という理念に即した本市にふさわしい制度のあり方を目指します。

5. 孤立化防止事業

障害者とその家族が地域で孤立することなく生活を送っていくため、孤立を防止する活動を行うとともに、地域で障害や障害者についての理解を促進できるように引き続き事業を継続していきます。

今年度の具体的な取り組み内容については、NPO 法人心身連さんより報告していただきます。